

マイナ保険証はお持ちですか？

～マイナンバーカードを健康保険証として利用できます～



令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後、最大1年間、従来どおり使用できるよう、経過措置が設けられます。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をされていない方等については、資格確認書を用いて医療機関等を受診することも可能です。

マイナ保険証のメリット

- ・ 医療費を20円節約
- ・ より良い医療を受けることができます
- ・ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除できます



! マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードをお持ちでない方は

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① 市役所(市民係・支所)窓口
- ② オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ③ 郵便による申請
- ④ まちなかの証明写真機からの申請
(一部使用できないところもあります)



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 市役所(市民係・支所)窓口
- ② 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ③ 「マイナポータル」から行う
- ④ セブン銀行ATMから行う



お問い合わせ先

マイナ保険証に関すること ▶ 宇土市役所 市民保険課 国保年金係 ☎0964-27-3312

マイナンバーカード申請に関すること ▶ 宇土市役所 市民保険課 市民係 ☎0964-27-3311